

事業主殿

日光労働基準協会長



職長の能力向上教育開催のご案内

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、下記の通り講習会を開催する運びとなりましたのでご案内申し上げます。

～製造業における職長等に対する能力向上教育～

職長は、職場において労働者（作業員）を直接指導・監督する人であり、現場の日々の状態を最もよく知り得る立場にあります。また、作業員と管理者の間に位置して、それぞれに対する情報の伝達役でもあり、現場の安全衛生の「要の役」に当たります。このことから、労働安全衛生法第60条では、一定の業種の新任の職長に対して、安全衛生についての教育を義務付けています。

また、労働安全衛生法第19条の2で規定する「能力向上教育」は安全管理者、衛生管理者、作業主任者等が従事する安全衛生業務に関する能力向上を図るもので、職長に対しても、初任時の教育に加え、これに準じた教育（職長の能力向上教育）を定期的に行うこととされています。

職長の能力向上教育は、職長に求められる3つの役割

- ① 先取りの安全衛生管理 ②情報管理（上司と部下とのパイプ役）③部下の育成
をレベルアップさせ、事業場における安全衛生水準を向上させていくために必要な教育です。

記

1. 日 時 令和3年1月29日（金）
午前9時00分～午後5時（午前8時45分受付）
2. 場 所 日光市大沢公民館 会議室
（日光市大沢町809-1 TEL0288-26-1975）
3. 受講料 会員事業場 8,000円 非会員事業場 9,000円
講習会修了後、請求書を発行しますので、後日お支払いをお願い致します。
4. 申込方法 別紙申込書に必要事項を記入のうえ、当協会までFAXでお申込み下さい。
折り返し、Faxで受講票を発行致します。 Fax：0288-21-4047まで
5. 申込締切 令和3年1月13日（水）（定員30名になり次第締切ります。）
6. その他 (1)全教育受講した方には、修了証を発行します。
(2)受講用、筆記用具、昼食及び飲料水等を持参して下さい。

《 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への取り組み 》

- ① 発熱や咳など風邪の症状がある方の受講はご遠慮いただきます。
- ② 全員マスク着用で受講していただきます。（各自準備）
- ③ 会場入口において検温、手指の消毒にご協力をお願いします。
- ④ 感染の状況により、やむを得ず延期又は中止となる場合があります。ご了承ください。

職長の能力向上教育(令和3年1月29日)

受講申込書(兼 受講者台帳)

日光労働基準協会が開催する「職長の能力向上教育」に、下記の者を受講させたく申し込みいたします。

※台帳 番号	※受講 番号	フリガナ 氏 名	住 所		年齢
			生 年 月 日		
			住所		
			生年月日	年 月 日生	歳
			住所		
			生年月日	年 月 日生	歳
			住所		
			生年月日	年 月 日生	歳
			住所		
			生年月日	年 月 日生	歳
			住所		
			生年月日	年 月 日生	歳

※協会記入欄

令和 年 月 日

事業場住所

事業場名

TEL

FAX

代表者氏名

ご担当者名